

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 4 2 号
件 名	主権者市民を見下して地方自治法第100条第19項（図書室の一般利用）を拒否した議会事務局調査課長の資質について
要 旨	<p>平成 23 年 6 月 22 日の総務常任委員会（議事録 4 ページ，7 ページ）でもわかるとおり，栗原学委員，佐々木薫委員等は，「議会の調査権は議員に選択権がある」などと発言し，新潟市議会議員の多くには，地方自治法第 98・99・100・100 の 2・109 条等を根拠とした議会の役割である調査監視任務を知らないものと判断した。</p> <p>ゆえ，議員がどのような勉強を行っているか確認するため，議員専用の議会図書室の利用観察を議会事務局に要求した。</p> <p>しかし，新潟市議会図書室規程第 4 条を理由に利用観察を拒否された。</p> <p>地方自治法第 100 条第 19 項「……一般にこれを利用させることができる」を根拠にその運用を批判して条件つきでの一般利用を陳情し，平成 23 年 9 月 22 日議会運営委員会においてその審査を受けた。</p> <p>その際，議会事務局調査課長は，「その法は利用させなければならぬとはなっておりません」と返答し，主権者市民の地方自治法の趣旨を没却した条文の文言どおりの解釈を行う，法務知識に乏しい公務職員と考察できる。</p> <p>続いて質問した高橋三義委員に対する返答からは，図書室管理者の議長判断を待たず，市民の図書室利用の求めを拒否した議会事務局調査課長は職務の越権行為であったことが議事録で証明される。</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p>
付 託 年月日 委員会	平成 23 年 12 月 7 日 議会運営委員会
受 理	平成 23 年 12 月 2 日 第 5 0 0 号

陳情第42号

ゆえ、市民が議員の資質向上を前提にし、議会批判を陳情の目的とした図書室利用の理由を、正当と認めない調査課の判断は新潟市議会基本条例の「主権者である市民と自治体が信頼関係を築き、協働の精神をはぐくむことが不可欠であり……」との基本理念に反する。

同第21条「……議会事務局の機能強化に努めます」の条文に照らして、事務局職員の資質向上とともに、その適格性に欠ける職員の適材適所の見直しも浮上する。